

第1号議案

令和3年度 上所小学校PTA会計決算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

新潟市立上所小学校PTA

1. 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
1 会費収入	2,972,000	2,964,000	▲ 8,000	400円×10ヶ月(令和4年3月現在PTA会員数743名)
2 雑収入	15,000	40,010	25,010	利息、市P連剰余金
3 繰入金収入	718,820	718,820	-	
当期収入合計	3,705,820	3,722,830	17,010	

2. 支出の部

項目	予算額	決算額	予算残	備考
① 運営費	1,052,000	819,604	232,396	
1 需用費	10,000	2,848	7,152	事務局運営用諸費
2 各種研修会補助費	5,000	500	4,500	各種PTA研修会参加補助
3 学年費	522,000	487,475	34,525	各学年行事
4 環境部費	30,000	24,498	5,502	側溝清掃用消耗品
5 文化部費	-	-	-	
6 交流部費	10,000	-	10,000	上所夏まつり運営費
7 育成部費	5,000	-	5,000	運営用諸費
8 安全対策事業費	100,000	103,960	▲ 3,960	防犯ブザー、保護者カード
9 執行部費	5,000	-	5,000	執行部主催行事
10 P負担金	150,000	104,250	45,750	市P連、区P連、六校等負担金
11 慶弔費	20,000	-	20,000	
12 事務部費	100,000	4,873	95,127	通信費、印刷費、紙代事務用品
13 傷害保険費	95,000	91,200	3,800	PTA活動補償制度掛金
② 教育奨励費	1,815,000	1,138,904	676,096	
1 行事費	350,000	162,300	187,700	入学・卒業式・行事への補助、上所夏まつり補助
2 運営補助費	300,000	146,696	153,304	PTA関係印刷用備品
3 教育充実振興費	350,000	310,065	39,935	教材用機器、ふれあいスクール、ふれあい学級
4 児童奨励費	450,000	299,763	150,237	児童の対外行事参加補助
5 諸費	300,000	161,040	138,960	アイパット用イヤホン
6 負担金	65,000	59,040	5,960	教育関係機関負担金
③ 特別支出	300,000	300,000	-	周年行事積立
④ 予備費	538,820	-		
当期支出合計	3,705,820	2,258,508	1,447,312	

3. 差引残高

(収入) 3,722,830 - (支出) 2,258,508 = (通帳残高) 1,464,322

※令和4年度へ繰り越し

令和3年度上所小学校PTA会計決算報告書・特別会計

・令和3年度特別会計

周年行事積立金

①令和3年度積立金 300,000円

②積立金総額 2,262,207円

<内訳>	繰越金		1,962,190円
	本年度積立	+	300,000円
	預金利息	+	17円
			<u>2,262,207円</u>

以上

ご報告申し上げます。

令和4年3月24日

新潟市立上所小学校 PTA

令和3年度事務局会計 阿部 敬子
仙海 綾子

監査の結果、上記の通り相違ないことを確認いたしました。

令和4年3月24日

会計監査 佐藤 琴音

会計監査 波多野 正秋

(決算報告書の原本には、押印いただいております。)

【第2号議案】 令和4年度役員選出(案)について

令和4年度上所小学校PTA役員選考結果（敬称略）

【PTA三役】

会	長	:	江	部	洋	人
副	会	長	大	石	真	輝
			川	井	悟	司
			小	林		治
			遠	山		亮
			河	村	真	美
			清	野	裕	子
			直	江	愛	美
会	計	監	波	多	正	秋
		査	中	野	美	佳
				山		

【PTA幹事】

事	務	局	:	新	澤	一	穂	(1学年担当)	
				渡	邊	由	香	(1学年担当)	
				阿	部	裕	美	子 (2学年担当)	
				川	原	早	由	美 (2学年担当)	
				蔵		久	美	子 (3学年担当)	
				藤	田	一	恵	(3学年担当)	
				作	村	香	子	(4学年担当)	
				山	岸	佳	奈	子 (4学年担当)	
				津	野	信	之	(5学年担当)	
				春	川	江	里	(5学年担当)	
				川	村	雅	子	(6学年担当)	
				羽	入	亜	弥	子 (6学年担当)	
事	務	局	会	計	:	桑	野	知	美
						仙	海	綾	子

【学校代表】

教	職	員	:	貝	沼	浩	晃	(教頭)
				荒	木		学	(主幹教諭)
				神	子	島	強	(教務主任)

第3号議案

令和4年度 上所小学校PTA予算書(案)

新潟市立上所小学校PTA
令和4年4月15日

1. 収入の部

(単位:円)

項目	3年度予算額	4年度予算額	比較増減	備考
1 会費収入	2,972,000	2,888,000	△ 84,000	400円×PTA会員数722名×10ヶ月
2 雑収入	15,000	15,000	0	利息、前年度会費
3 繰入金収入	718,820	1,464,322	745,502	
当期収入合計	3,705,820	4,367,322	661,502	

2. 支出の部

項目	3年度予算額	4年度予算額	比較増減	備考
① 運営費	1,052,000	1,125,000	73,000	
1 需用費	10,000	10,000	0	事務局運営用諸費
2 各種研修会補助	5,000	10,000	5,000	各種PTA研修会参加補助等
3 学年費	522,000	510,000	△ 12,000	各学年行事
4 環境部費	30,000	40,000	10,000	側溝清掃用具等
5 文化部費	0	0	0	
6 交流部費	10,000	10,000	0	上所夏まつり運営費
7 育成部費	5,000	5,000	0	運営用諸費
8 安全対策事業費	100,000	120,000	20,000	防犯ブザー・保護者カード等
9 執行部費	5,000	5,000	0	執行部主催行事等
10 P負担金	150,000	200,000	50,000	市P連、区P連、六校等負担金
11 慶弔費	20,000	20,000	0	
12 事務部費	100,000	100,000	0	通信費、印刷費、紙代等事務用品
13 傷害保険費	95,000	95,000	0	PTA活動補償制度掛金
② 教育奨励費	1,815,000	1,965,000	150,000	
1 行事費	350,000	800,000	450,000	運動会、卒業式、上所夏まつりの補助
2 運営補助費	300,000	150,000	△ 150,000	PTA・ボランティア印刷機器等
3 教育充実振興費	350,000	200,000	△ 150,000	タッチペン、教材費、ふれあいスクール、ふれあい学級等
4 児童奨励費	450,000	450,000	0	児童の対外行事参加補助、外部講師謝礼
5 諸費	300,000	300,000	0	校舎清掃維持費
6 負担金	65,000	65,000	0	教育関係機関負担金
③ 特別支出	300,000	300,000	0	周年行事積立
④ 予備費	538,820	977,322	438,502	
当期支出合計	3,705,820	4,367,322	661,502	

新潟市立上所小学校PTA会則（案）

第1章 総 則

- 第1条（名称） 本会は新潟市立上所小学校PTAといい、事務所を学校におく。
- 第2条（会員） 本会は、上所小学校在籍児童の保護者、教職員及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第2章 目的及び事業

- 第3条（目的） 本会は会員相互が親和し協力して、家庭・学校・社会における児童・青少年の幸福な成長を図ることをもって目的とする。
- 第4条（事業） 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 児童の学業奨励に関すること
 - 2 児童の安全教育の振興、生活指導の充実に関すること
 - 3 児童の教育振興に必要な行事の開催
 - 4 学校教育施設の充実改善に対する協力
 - 5 教職員の研修に対する助成、協力
 - 6 会員の親睦と教養の向上に関すること
 - 7 児童・会員に対する慶弔
 - 8 全各号のほか、目的達成に必要と認める事項

第3章 役 員

- 第5条（役員） 本会には次の役員をおく。
- 1 会 長 1名（P）
 - 2 副会長 若干名
 - 3 理 事 若干名
 - 4 評議員 若干名
 - 5 会計監査 若干名
 - 6 顧 問 若干名
 - 7 幹 事 若干名
- 第6条（任務） 役員の仕事はおおむね次のとおりとする。
- 1 会長は本会を代表し会務を統括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。
 - 3 理事は理事会を構成してその仕事をを行う。
 - 4 評議員は評議員会を構成してその仕事をを行うほか、会長の委嘱する各専門部に所属して会務の運営に当たる。
 - 5 会計監査は会計を監査し総会に報告する。
 - 6 顧問は重要事項につき会長の諮問に応じる。
 - 7 幹事は本会の事務局を構成してその仕事に当たる。
- 第7条（任期） 役員の仕事は次のとおりとする。
- 1 役員の仕事は1年とする。ただし再任を妨げない。
 - 2 役員は後任が決定するまでその仕事をこななければならない。
 - 3 補充された役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 第8条（選出） 役員の仕事は、別に定める役員選出規則により行い、会長・副会長・顧問及び会計監査については、総会の承認を得る。

第4章 会 議

- 第9条 (種類と開催) 本会は次の会議を開催する。
- 1 本会会議は総会、評議員会及び理事会とする。
 - 2 総会は年度初めに一回開催する。ただし会長が必要と認めるときは随時に開催することができる。
 - 3 理事会及び評議員会は必要に応じて随時開催する。
 - 4 会議の開催や表決の委任は、会員招集が困難な場合においてPTA会長の判断のもと、書面、電磁的方法、ファクシミリで行うことができる。
- 第10条 (構成と職務権限)
- 1 総会は全会員をもって構成し、本会の最高決議機関として決算、新役員の承認並びに予算、会則の改正その他重要事項について審議決定する。
 - 2 総会は定足数を特に定めず、決議が可能な人数(委任状を含む)の出席により成立する。
 - 3 評議員会は役員及び全委員をもって構成し、臨時又は緊急な重要事項について総会に代わって本会の意志を決定する。
 - 4 理事会は正副会長、正副学年委員長、正副専門部長、幹事及び学校代表をもって構成し、各種の原案作成並びに会務の執行に当たるほか、臨時総会・評議員会の開催の決定、臨時又は緊急事項の処理に当たるなど、本会運営全般についての権限と責任を持つ。
 - 5 前各号とも出席者(委任状がある場合は委任状の人数も含む)の過半数で決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第5章 会 計

- 第11条 (経費) 1 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。
2 会費の額は細則で定める。
- 第12条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 付 則

- 第13条 (細則) この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は別に定める。
- 第14条 (付則) この会則は昭和27年4月19日から施行する。

昭和42年5月2日改正
昭和46年3月6日改正4月1日発効
昭和53年5月8日改正同日発効
昭和54年5月2日細則改正同日発効
昭和58年4月27日細則改正同日発効
昭和59年4月24日細則改正同日発効
昭和62年4月20日改正同日発効
平成6年5月19日改正同日発効
平成8年4月26日細則改正同日発効
平成9年5月9日改正同日発効
平成10年5月8日改正同日発効
平成15年5月7日細則改正同日発効
平成17年5月12日細則改正同日発効
平成19年5月8日細則改正同日発効
平成20年5月8日細則改正同日発効
平成22年5月11日細則改正同日発効
平成24年5月12日細則改正同日発効
平成25年5月11日細則改正同日発効
平成27年4月25日細則改正同日発効
令和2年6月24日改正同日発効
令和2年6月24日細則改正同日発効

新潟市立上所小学校PTA細則（案）

第1章 学級PTA

- 第1条 本会は各学級PTAを組織し、相互の連携協力を図る。
- 第2条 学級PTAには学級委員をおき、その運営に当たる。
- 第3条 学級委員は保護者若干名（児童数により変動）と担任教師とする。
- 第4条 各学級には学級委員長1名（P）及び主として専門部活動を担当する、学級委員若干名（P）をおく。
- 第5条 各学級には補員3名（P）をおく（役員扱いとしない）。学級委員に欠員が出た場合、補員1から順に補充する。補充された場合、年度途中でも役員扱いとする。

第2章 学年PTA

- 第7条 本会は学年PTAを組織し、学年学級間の連携協力を図る。
- 第8条 学年PTAには学級委員をおき、その運営に当たる。
- 第9条 学年委員は学級委員と担任教師とし、各学年には学年委員長1名（P）及び学年副委員長（学級数－1）名（P）をおく。

第3章 学校PTA

- 第10条 本会の理事は正副学年委員長、正副専門部長及び教職員若干名をあてる。
- 第11条 本会の評議員は学年委員及び自治会選出の育成部員をあてる。
- 第12条 評議員は会長が委嘱するいずれかの専門部に所属するものとする。ただし、細則第4条における学級委員長は除外し、教職員の所属及び員数については学校当局に一任する。
- 第13条 本会の目的を達成するために次の専門部をおき、おおむね次の事業を行う。
- 1 環境部 児童、会員の環境、厚生に関すること
 - 2 文化部 児童、会員の教養に関すること、その他文化活動に関すること
 - 3 交流部 児童、会員、地域の親睦・交流に関すること
 - 4 育成部 校内外の生活指導や児童の健全育成に関すること
児童の交通安全指導並びに環境整備に関すること

第4章 会 計

- 第14条 本会の会費は、児童・教職員とも一人あたり年額4千円とする。なお、会費は5月から10回に分けて1回4百円を金融機関口座振込みにより徴収する。
- 第15条 本会の会計事務は次のとおりとする。
- 1 収入、支出に関する事務
 - 2 出納簿の記入、整理、保管
 - 3 通帳、受領証の保管
 - 4 その他会計に関する事項
- 第16条 予算書明示されていない物件の支出は、会長の承認を得て行う。

第5章 慶 弔

第17条 本会の慶弔については次のように定める。

- 1 弔事の場合
会員又は児童が死亡した場合はそれぞれ1万円の香典を贈り弔意を表す。
- 2 病気・災害の場合
ア 児童の長期療養（4週間以上）に対し、5千円の見舞金を贈る。
イ 会員又は児童の災害見舞金については、理事会で協議する。
- 3 上記以外の慶弔及び緊急の場合
ア 上記1～2項以外の慶弔については、その都度理事会で協議する。
イ 緊急を要する場合は会長が決裁し、理事会へ報告する。
- 4 学級PTA又は学年独自の慶弔は行わないこととする。ただし第17条1項の弔事の場合、学級PTAとしての弔意はこれを妨げないこととする。
- 5 この慶弔については、一切の返礼を受けないものとする。

第6章 旅 費

第18条 本会の運営にかかわる対外的な会議・研修会への参加に伴う参加費、日当、交通費等については、次の定めるところにより支給する。

- 1 会議、研修会について
ア 新潟市小中学校PTA連合会が主催するもの
総会、PTA研究大会、単位リーダー研修会（交流会）
その他、会長が必要と認めたもの
イ 新潟市中央区小中学校PTA連合会が主催するもの
研究大会等、会長が必要と認めたもの
ウ その他、会長が必要と認めたもの
- 2 参加費について
参加費は全額支給する。
- 3 日当について
500円を支給する。
- 4 交通費について
ア 公共の交通機関を利用した場合は、実費を支給する。
イ 自家用車を使用した場合は、1kmあたり20円を基準とし、往復の距離数を乗じた額を支給する。
ウ 鳥屋野地区内を会場とする場合は、支給しない。
- 5 その他
全日の会議・研修会の場合は、昼食代として、1,000円を支給する。

第7章 付 則

第19条 会長が会務運営上、特に必要と認めた場合、特設委員会を設けることができる。

第20条 PTA活動補償制度への加入については、当分の間、自動的に加入することとし加入に疑問が生じた場合にのみ協議することとする。

第21条 国や県、市から災害や紛争等の発生による命令や宣言が出された状況で、PTA会員が集まること不可能になった際の対応については、PTA会長の判断のもと、臨時の活動を進めることを可能とする。なお、災害や紛争等の収束後、総会を開き、その活動について承認を得ることとする。

新潟市立上所小学校PTA役員選出規則（案）

第1章 総 則

- 第1条 新潟市立上所小学校PTA会則第8条による役員選出は、この規則に定めるところによる。
- 第2条 本会に役員選考委員会をおく。
- 第3条 役員選考委員が役員候補に選ばれた場合は、他の者を補充することができる。

第2章 役員選考委員会

- 第4条 役員選考委員会は、会則第5条に掲げる役員経験者の中から、保護者会員若干名及び教職員会員若干名を、現会長・副会長及び幹事の合議を経て、会長が推薦し、理事会が委嘱する。
- 第5条 役員選考委員会は、会長・副会長及び会計監査の選出に関し、立候補又は推薦の受理、該当者の意志の確認及び選考、評議員会並びに総会への報告、その他必要な事務を行う。ただし副会長の選出については会長内定者の意向を尊重するとともに、教職員の幹事については学校当局に一任するものとする。
- 第6条 役員選考委員会は、互選により各1名の正副選考委員長を定める。選考委員会は選考委員長の招集により開催する。
- 第7条 役員選考委員会は、その任務を終了したときに解任される。

第3章 他の役員の選出

- 第8条 顧問及び幹事は、評議員会及び総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第9条 学年委員長及び学年副委員長は、各学年委員会において学級委員長の中から選出し、各専門部の正副部長はそれぞれの専門部において選出するものとする。ただし
正副学年委員長と正副専門部長とは、これを兼ねることはできないものとする。
- 第10条 学級委員は、新1年生の場合を除き、原則として現学級委員が選出の労をとるものとする。
- 第11条 育成部は、それぞれの自治会において選出された育成部員（1名）によって構成される。
- 第12条 役員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補員より補充する。

上所小学校 PTA について

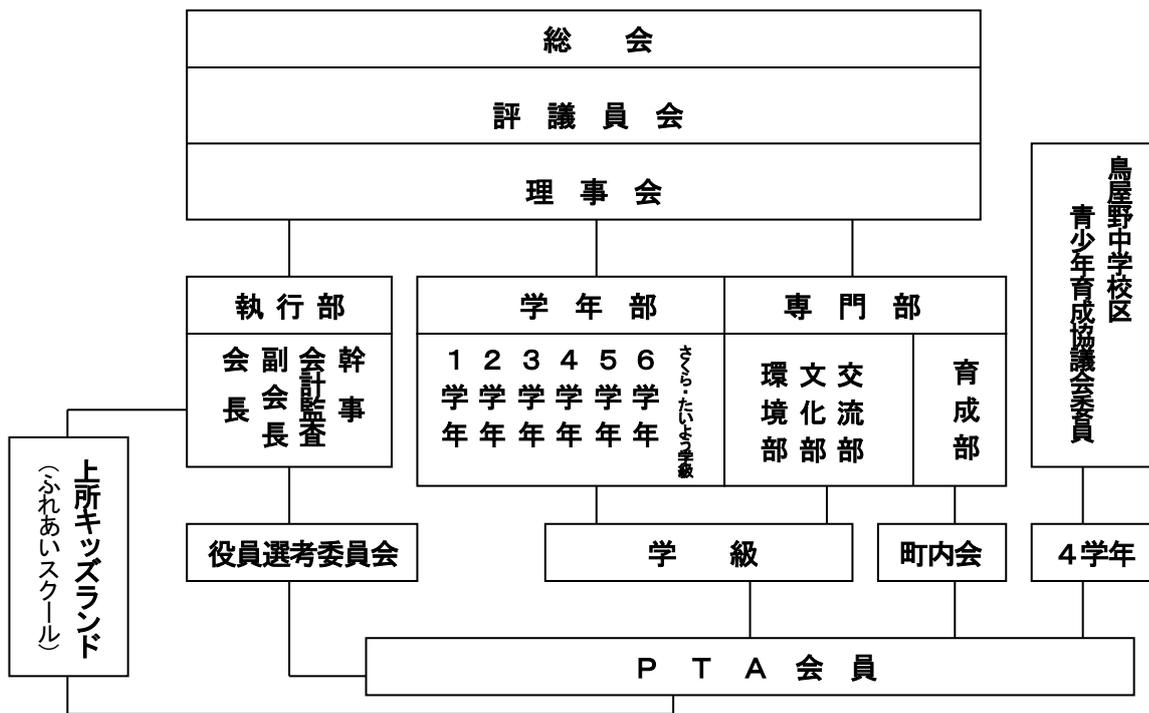
新潟市上所小学校 PTA は会員相互が親和して協力して、家庭・学校・社会における児童・青少年の幸福な成長を図ることを目的としています。

学年行事、学校敷地内の清掃活動、子どもたちの楽しみである夏まつりや文化祭での上所茶房、子どもたちの見守り活動など、学校や地域の方々と協力しながら子どもたちのための活動をしています。

PTA とは P (Parents : 保護者) T (Teachers : 教師) A (Association : 会)

子どもたちのために保護者と教師がともに協力し合う場です。

上所小学校 P T A 組織図



令和4年度理事会開催日程

第1回 理事会 令和4年 4月 21日 10:00~11:00

第2回 理事会 令和5年 3月 15日 14:00~15:00

上所小学校集会室にて開催予定

令和4年度年間活動計画(案)

上所小学校PTA

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学 年 部	1年						子ども体験型安全教室 (9/13,14)	学級懇談会(10/21)				進級祝い品贈呈	
	2年							学級懇談会(10/21)				進級祝い品贈呈	
	3年			交通安全教室(6/3)				学級懇談会(10/21)				進級祝い品贈呈	
	4年							学級懇談会(10/21)				進級祝い品贈呈	
	5年							学級懇談会(10/21)				進級祝い品贈呈	
	6年							学級懇談会(10/21)					卒業祝い品贈呈
	あひま あひま							学級懇談会(10/21)				進級祝い品贈呈 校外学習	卒業祝い品贈呈
専 門 部	環境			親子側溝清掃					親子側溝清掃				
	文化												
	交流					上所夏まつり(8/20)							
	育成	・登校指導(年20日) ・街頭指導(年間) 街頭指導実技講習会 ・育成部会①(4/22) ・町内子ども会(7/15) ・育成部会(3/3)											
育成協		・花苗・球根植え		・育成協総会 ・環境調査活動	・商業施設での育成活動		・のぼり旗配布 ・あいさつ運動	・「育成協だより」発行 (第1回)	・商業施設での育成活動・料理教室 ・餅つき大会				「育成協だより」発行 (第2回)
授業参観 学校行事	・入学式(4/7) ・町内こども会 (4/22) ・授業参観(4/23)	・ジャンボ遠足 (5/20)	・5年生フィールドワーク (6/1~3) ・2年生校外学習 (6/16) ・6年生フィールドワーク (6/23,24)	・個別懇談会 ・町内子ども会 (7/15) ・陸上競技記録会 (7/27)	・夏季休業 (7/25~8/24)	・大運動会(9/29)	・秋季休業 (10/11,12) ・授業参観(10/21)	・創立150周年 記念式典(11/1) ・「学びの上所小」 教育研究発表会 (11/19)	・個別懇談会 ・上所フェスティバル (12/21) ・冬季休業 (12/26~1/7)	・授業参観(2/9)	・卒業式(3/23) ・年末休業(3.24~ ・離任式(3/27) ・町内こども会(3/3)		
執 行 部	校内	・PTA役員説明会 (4/14) ・理事会①(4/21) ・PTA総会(4/23)				・上所夏まつり (8/20)	・役員選考委員会 (10月~1月)	・創立150周年 記念式典(11/1)				・理事会②(3/15) ・会計監査 ・PTA役員選出	
		PTA学校支援事業(5月~3月) ふれあい「スクールキッズランド」											
	校外	・「うごくこども110番の 家」ハトロール(年間)		・市P連総会 ・鳥屋野地区PTA 連絡協議会① ・鳥屋野中学校区青少 年育成協議会理事会	・市教育委員会陳情 ・第1回上所小学校区 諸団体合同会議			・市PTA研究大会 ・鳥屋野地区PTA 連絡協議会② ・鳥屋野地区PTA 親善スポーツ大会			・市P連交流会 ・鳥屋野地区PTA 連絡協議会③		

鳥屋野地区 PTA 6 校の行事活動

【鳥屋野地区 PTA6 校とは】

鳥屋野中学校・女池小学校・上所小学校・上山中学校・上山小学校・
鳥屋野小学校の6校で成り立っています。

【令和4年度行事予定および当番校】

① 鳥屋野地区 PTA 連絡協議会……………当番校 女池小学校

◇6校のPTA会長・副会長が集まって意見を交換し、問題点や諸行事
について話し合い協議する会。

②鳥屋野地区 PTA 親善スポーツ大会…………… 当番校 鳥屋野中学校

◇スポーツを通して各校の親睦を図る。(後日、案内を配布いたします。)

*当番校は毎年かわります。

新潟県小中学校PTA連合会 推薦
新潟市小中学校PTA連合会

令和4年度

新潟県PTA活動補償制度

この活動補償制度は、PTAが主催または共催する行事中に、PTA会員および児童・生徒が不慮の事故によりケガをした場合の傷害見舞金・保険金と万一主催者に賠償責任が発生した場合に備えての賠償責任保険金により構成された総合補償制度です。

〈PTA行事とは〉

PTAが主催または共催として計画し、実施する行事で、PTA総会、運営委員会（名称のいかんを問いません）などPTA規則に基づく機関決定を経て決定されたもので、PTA役員が責任者として指導・監督しているものをいいます。

〈会費〉 1会員／年間 150円

（共済掛金80円 傷害保険・賠償責任保険掛金24円 その他会費46円）

● 見舞金・保険金を給付する内容は ●

- 1. 傷害見舞金・保険金** 単位PTA、PTA連合会が主催または共催する行事参加中、及び自宅と行事会場との通常の往復途上で、PTA会員（家族の代理を含む）及び小中学生がケガまたは食中毒で医師の治療を受けたときに見舞金・保険金を給付します。ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付が行われた場合は対象となりません。

《傷害見舞金・保険金の額》

死 亡	互助会270万円+保険会社30万円	180日以内にそのケガまたは食中毒がもとで亡くなられた場合 （※限度あり）
後遺障害	互助会10.8万円～270万円+ 保険会社1.2万円～30万円	180日以内にそのケガまたは食中毒がもとで後遺障害が生じた場合 （※限度あり）
入 院	1日につき 互助会2,400円+保険会社600円	入院され平常の生活または仕事ができない場合 （180日限度）
手 術	互助会1.2万円か2.4万円+ 保険会社3,000円か6,000円	その傷害の治療のために180日以内に所定の手術を受けた場合
通 院	1日につき 互助会1,600円+保険会社400円	平常の生活または仕事に支障が生じ医師の治療を受けた場合 （90日限度）

※新潟県PTA共済約款第30条（共済金の削減・支払限度）が適用される場合があります。

2. 賠償責任保険金（保険会社）

PTA行事を実行中、行事主催者が次のような法律上の損害賠償責任を負う場合に行事主催者の被る損害について保険会社から保険金が支払われます。

- PTA行事中に対人事故、対物事故が発生し、行事主催者の指導上、管理上の責任を問われ法律上の損害賠償責任を負った場合。
- PTA行事中、PTA行事のために第三者から借用したスポーツ用具等を損壊、紛失、盗難されたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合。

賠償責任保険金	
他人に対する賠償責任	<対人事故> 1名につき 5,000万円限度 1事故につき 3億円限度 <対物事故> 1事故につき 500万円限度 自己負担額 1事故につき 1,000円
	借用物に対する賠償責任 1事故につき 500万円限度 保険期間中 500万円限度 自己負担額 1事故につき 5,000円

〈連絡先〉 一般社団法人新潟県PTA安全互助会

〒950-0965 新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館5階

TEL (025) 280-0466 FAX (025) 280-0476

「うごくこども 110 番の家」

取り組みについてのお願い

PTA 会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、近年、不審者による事件が頻繁に伝えられております。上所小学校では、新潟警察署および新潟地区防犯組合連合会と連携し、「うごくこども 110 番の家 パトロール隊」を立ち上げ、次のような内容で取り組んでおります。

<うごくこども 110 番の家 基本方針>

- ①子どもの生命を守り安全を確保するために、家庭や地域が力を発揮できるようにする。
- ②気軽に無理なく日常の生活の中で、息の長い取り組みができるようにする。

<具体的な内容>

- ①PTA 役員、育成部員等を「うごくこども 110 番の家」の主なメンバーとし、「腕章」と「プレート」を貸与する。
- ②メンバーは、外出する際にできる範囲で「腕章」を着用し、「プレート」を携行する。
 - ・（子どもたちの）登下校時に「腕章」・「プレート」を着用し、子どもたちを見守る。
 - ・被害に遭遇しそうな子どもに声掛けをする。
 - ・異常を察知した場合、学校・警察などに情報提供をする。
 - ・被害に遭遇している子どもを救助する。

<期待される効果>

- ・多くの大人の目が子どもに向けられていることを具体的に示すことにより、不審者による事件発生を抑止力となる。

<使用方法の一例>

- ・外出する際に、「腕章」を着用する。「プレート」は自転車のかごにクリップなどで固定したり、車のダッシュボードに置いたりする。
- ・犬の散歩など、子どもの登下校時に合わせて行い、その際に「腕章」を着用する。
- ・参観日や役員の集まりで学校に行くときに、「腕章」を着用する。

<留意事項>

- ・「腕章」と「プレート」は、PTA 役員および育成部員に貸与し、各家庭において保管し、有効に活用する。
- ・PTA 役員、育成部員以外の PTA 会員からこの取り組みへの参加申し出があった場合は「腕章」と「プレート」を貸与する。

例年、PTA 役員と育成部員の方々をお願いしておりますが、役員以外の PTA 会員の皆様にも是非、ご協力をお願いいたします。「腕章」や「プレート」をお持ちでない方で希望される方は、PTA 担当の主幹教諭までご連絡ください。

なお、色褪せや破損などありましたらお取り替えいたします。

なお、昨年度 PTA 役員宛に配付し、パトロールに使用していただいた「プレート」及び「腕章」につきまして、下記のようにお願いいたします。

- ・「腕章」「プレート」ともに引き続きお持ちいただき、ご活用ください。
(色褪せや破損などありましたらお取り替えいたしますので、PTA 担当の主幹教諭までお知らせください。)
- ・不要な方、重複してお持ちの方は、学級担任→主幹教諭までご返却下さい。

子どもたちを不審者から守るこの取り組みについて、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】 上所小学校 283-7258

PTA 担当 主幹教諭 荒木

PTA 執行部 副会長 直江